

えがおナースケアステーション 運営規程

第1条（事業の目的）

- 1 ブライト看護株式会社が開設するえがおナースケアステーション(以下「ステーション」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、健康保険法及び介護保険法等の関係法令に従い、病気や怪我で在宅療養を必要とする者や要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、安定した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供する。
- 2 主治医の指示のもと、利用者の状態に合わせ、安心した療養生活を送れるよう支援することを目時とする。
- 3 事業の適正な運営を確保するために、看護職員等や理学療法士等の人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の運営方針）

- 1 ステーションは、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。また、利用者の意思及び人格を尊重したサービス提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、改善を図る。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称:えがおナースケアステーション
- 2 所在地:神奈川県横浜市泉区中田東 1 丁目 6-1 プラザエテルノ 203 号室
- 3 連絡先:045-873-6122

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者（常勤看護師 1 名）

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

2 看護職員（常勤換算 2.5 名以上）

看護職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を担当する。また、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（必要に応じた数を配置）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、看護職員の代わりに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の一環としてリハビリテーションを担当する。また、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を看護職員と連携して作成し、利用者又はその家族に説明する。

4 事務職員（必要に応じた数を配置）

事務業務又は事務職務の連絡等を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。
- 3 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。
- 4 時間外・休日のサービス提供は応相談とする。

第6条（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

第7条（利用料等）

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - (1) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。
 - (2) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、利用者の介護保険負担割合に応じ、介護報酬告示上の額の1割から3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、前項の利用料金のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、その他の利用料については、利用者やその家族に事前に説明を行う。
 - (1) 医療保険利用者
 - 訪問看護に係る交通費及び交通機関を使用した場合の交通費
 - 週4日以上訪問看護を利用した場合の費用
 - 90分以上訪問看護を利用した場合の費用
 - 営業日以外で訪問看護を希望した場合の費用
 - 公的保険外の訪問を希望した場合の費用
 - 訪問看護と連携して行われる死後の処置の費用
 - (2) 介護保険利用者
 - 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費及び交通機関を使用した場合の交通費
 - 90分以上訪問看護を利用した場合の費用
 - 公的保険外の訪問を希望した場合の費用
 - 訪問看護と連携して行われる死後の処置の費用

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、横浜市泉区、戸塚区とする。

第9条（緊急時等における対応方法）

- 1 看護職員は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第10条（個人情報の保護）

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び

厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第11条（苦情処理）

- 1 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行なう事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第12条（事故時の対応）

- 1 ステーションは、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、従業者の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、主治医、介護支援専門員等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。ただし、ステーションの故意又は過失によらない場合は、この限りではない。

第13条（虐待防止に関する事項）

- 1 ステーションは、虐待の発生又は再発を防止するために、次に掲げる措置を講じる。
 - 虐待防止措置を適切に実施するための委員会を設置する。
 - ステーションにおける虐待防止の指針を整備する。
 - ステーションにおける虐待防止のための検討会を定期的を開催し、その内容について従業者に周知する。
 - 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- 2 ステーションはサービス提供中に、従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

第14条（身体拘束等の原則禁止）

- 1 ステーションは、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

第15条（業務継続計画：BCP の策定等）

- 1 ステーションは、自然災害や感染症の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（BCP）を策定し、指定居宅当該業務継続計画に必要な措置を講ずることができるよう、BCP 策定委員会を。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的を実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第16条（衛生管理等）

- 1 ステーションは、衛生管理、感染症の予防及び蔓延防止について、次に掲げる措置を講じる。
 - 衛生管理、感染症の予防及び蔓延防止を適切に実施するための委員会を設置する。
 - ステーションにおける衛生管理、感染症の予防及び蔓延防止の指針を整備する。

- ステーションにおける衛生管理、感染症の予防及び蔓延防止のための検討会を定期的開催し、その内容について従業者に周知する。
 - 従業者に対し、衛生管理、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。
- 2 ステーションは、従業者の清潔の保持及び、健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第17条（情報の公開）

- 1 ステーションは、訪問看護に関する資料、運営状況、財務資料等を求めに応じて公開する。
- 2 資料は事務所備え置きとし、正当な理由を有する者に対し、その閲覧又はその一部を謄写させるものとする。

第18条（その他運営に関する重要事項）

- 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

附則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。（一部改訂）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。（一部改訂）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（一部改訂）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。（別表一部改訂）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。（一部改訂、別表一部改訂）

この規程は、令和7年5月14日から施行する。（一部改訂）